

## 暴力団離脱者受入企業とは

暴力団排除活動の一つに社会復帰対策があります。

神奈川県警察（以下「警察」といいます。）や神奈川県暴力追放推進センター（以下「センター」といいます。）では、社会復帰を果たそうと頑張っている暴力団離脱者を支援しており、社会復帰対策の推進ため、暴力団離脱者の受入企業の募集をしています。

## 暴力団離脱者受入企業 Q & A

### Q 暴力団離脱者就労支援とは？

離脱者が再び暴力団に加入しないように雇用の機会を確保して就労を支援することも大事な活動です。そのためには、離脱者の社会復帰に理解を示し、離脱者の雇用意思を有する企業（受入企業）が必要不可欠となります。

### Q 神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会への加入とは？

警察やセンターでは、上記支援活動を推進するため「神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」（以下「協議会」といいます。）を発足し、受入企業の募集を行っております。協議会加入と申しましても申込書等の書類提出は必要ありませんが、警察担当者や協議会担当者から簡単な説明と就労条件聞取り等の面接を行っていただき、面接に基づき警察において審査後、受入企業として協議会に加入となります。

### Q 受入企業になったら？

離脱者から就労支援の希望があった場合、警察担当者・協議会担当者及びハローワークの担当者が数回にわたって面接を行い、離脱者が希望する受入企業の選定をします。離脱者が選定した企業に対し、警察担当者から面接日時等の調整連絡をさせていただき、採用の可否につきましては、警察担当者から行います。

※ 離脱者の面接を実施する際には、警察担当者が立ち会いますのでご安心ください。

### Q 離脱者の雇用が決定したら？

受入企業様の必要に応じて、給与振込口座の開設支援を行います。また、警察担当者が定期的に「就労状況や生活実態」の聞取り調査をして再び暴力団に加入しないように支援を行います。

問合せ先

神奈川県警察本部暴力団対策課 電話 045 (211) 1212 内線4532~7

又は

公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター 電話 045 (201) 8930